

# 山口県最低賃金が改定されました

1時間 **681** 円

効力発生の日 平成22年10月29日

使用者はこの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできませんので注意が必要です。

山口県最低賃金のほか下記の最低賃金が定められています。

## 特定（産業別）最低賃金

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

なお、詳しいことは山口労働局（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

**厚生労働省山口労働局・労働基準監督署**